

令和7年 第4回須賀川市農業委員会総会議事録

令和7年4回須賀川市農業委員会総会は、次のとおり招集された。

- 1 招集公示 令和7年4月7日（月）
- 2 招集通知日 令和7年4月7日（月）
- 3 招集日時 令和7年4月22日（木）午後3時00分
- 4 招集場所 市役所 4階大会議室A・B
- 5 招集委員 須賀川市農業委員会 農業委員（19名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
1	森合 重義	2	関口 明夫	3	古川 修一	4	塩田 静生
5	五十嵐 一	6	渡邊 聖一	7	吉田 和男	8	関根 隆二
9	村上 節夫	10	関根 久之	11	和田 博文	12	根本 芳一
13	松川美智夫	14	鈴木 昌宏	15	佐藤 秀和	16	橋本 孝一
17	五輪 博行	18	名城 昇	19	三島木 修		

- 6 欠席農業委員 0名
- 7 出席を要請した農地利用最適化推進委員 23名

担当地域名	氏名	担当地域名	氏名	担当地域名	氏名	担当地域名	氏名
須・浜	小林 一仁	須・浜	有我 康志	西袋	小枝 啓一	西袋	渡邊 久記
稲田	宗像 敏雄	稲田	岩井 芳郎	小塩江	大槻 金市	小塩江	海野 富弘
小塩江	西間木 廣幸	仁井田	島木 登	仁井田	根本 充佳	仁井田	佐藤 和浩
大東	金澤 昭治	大東	安藤 幸雄	大東	加藤 正直	長沼	遠藤 広光
長沼	半澤 修	長沼	森田 正樹	長沼	藤田 良二	岩瀬	矢部 幸雄
岩瀬	中原 利保	岩瀬	相樂 貴行	岩瀬	齊藤 正人		

- 8 欠席農地利用最適化推進委員 2名（小枝進委員、安藤推進員）
- 9 職務のため会議場に出席した事務局職員の職・氏

農業委員会	事務局 長	古川 一夫
	農政係 長	吉田 奈津子
	農地係 長	有我 宏和
経済環境部農政課	主 事	増田 佳祐

10 議 案

議案第 17 号 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について

議案第 18 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 19 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

報告第 7 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について

報告第 8 号 農地改良行為工事のための届出書の受理について

報告第 9 号 農地法施行規則第 29 条第 1 号の規定による実施届出書の受理について

報告第 10 号 令和 6 年度農業委員会共通経費収支報告について

11 その他

12 開 会 （午後 3 時 0 0 分）

13 挨 拶 農業委員会 会長 和田 博文

15 進 行

須賀川市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、議長に和田博文農業委員会会長が就任する。

議長は、出席農業委員数の報告後、須賀川市農業委員会会議規則第 6 条の規定により本総会が成立していることを宣言した後、農地利用最適化推進委員の出席委員数も報告した。

議事録署名委員には、議席番号 7 番 吉田和男農業委員と 8 番 関根隆二農業委員を指名した。

16 議 事

審議内容 別添のとおり。

17 閉 会 （午後 3 時 4 0 分）

須賀川市農業委員会会長は、書記をして議事一切を記録せしめ、その事実と相違ないことを証するため、議事録署名農業委員とともに署名する。

令和 7 年 4 月 2 2 日

須賀川市農業委員会

会 長（議 長）

議事録署名農業委員

議事録署名農業委員

＜別 紙＞ 審 議 内 容

令和 7 年 第 2 回総会

令和 7 年 4 月 2 2 日（火）

議 長 それでは、只今から議事に入ります。

議案第 17 号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 吉田係長 概略説明。農政課 増田主事 説明。

議 長 只今、説明がありました第 24 号について、質問等ありませんか。

（質疑等なし）

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第 17 号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」異議のない農業委員は挙手願います。

（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、議案第 17 号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」は計画どおり議決し、決定することといたします。

次に、議案第 18 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 有我係長 説明。

議 長 続いて、調査委員の説明を求めます。受理番号第 26 号を有我推進委員お願いします。

有我推進委員 受理番号第 26 号についてご説明申し上げます。

4 月 11 日に鈴木農業委員と現地調査を行いました。

申請地は譲受人の畑に隣接しており、譲渡人は会社勤めのため耕作できないことから譲受人に依頼したところ話がまとまり、価格も話合いで決めたとのことなので許可上特に問題はないかと思われます。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 続いて、受理番号第 27 号を加藤推進委員お願いいたします。

加藤推進委員 受理番号第 27 号についてご説明申し上げます。

申請地は 2 月の総会で申請した農地から抜けていたので今回の申請に至ったとのこと。許可上特に問題はないと思われます。委員の皆さまの

ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 続いて、受理番号第 28 号を渡邊推進委員お願いします。

渡邊推進委員 受理番号 28 号についてご説明申し上げます。

4 月 12 日に吉田農業委員と現地調査を行いました。

譲渡人が相続した申請地を長年耕作していた譲受人に譲渡するとのことなので、譲渡価格等も含めて許可上特に問題はないと思われます。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 続いて、受理番号第 29 号を島木推進委員お願いします。

島木推進委員 受理番号 29 号についてご説明申し上げます。

4 月 13 日に森合農業委員、根本農業委員、根本推進委員と現地調査を行いました。

県外に移住した譲渡人が土地を整理するために、新規就農者である譲受人に贈与することです。譲受人は自家用野菜を近所の方々に機械を借りて耕作する予定なので許可上特に問題はないと思われますので、委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 続いて、受理番号第 30 号と 31 号を海野推進委員お願いします。

海野推進委員 受理番号 30 号と 31 号を併せてご説明申し上げます。

4 月 13 日に塩田農業委員と現地調査を行いました。

今年初めの総会で申請する予定でしたが、土地を交換するうえで面積が不一致ということで取り下げた案件です。今回は面積が一致していることから許可上特に問題はないと思われます。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 続いて、受理番号第 32 号を森田推進委員お願いします。

森田推進委員 受理番号 32 号についてご説明申し上げます。

五十嵐農業委員と現地調査を行いました。

貸付人からの申し出で農業を営んでいる借受人が申請地を賃借することなので許可上特に問題はないと思われます。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 続いて、受理番号第 33 号を島木推進委員お願いします。

島木推進委員 受理番号 33 号についてご説明申し上げます。

4 月 13 日に森合農業委員、根本農業委員、根本推進委員と現地調査を行い

ました。

申請地を相続した貸付人からの申し出で近隣で農業を営む方が申請地を借り受けするとのことです。借受人は機械も所有しており、価格も互いの話合いで決めたので許可上特に問題はないと思われます。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 続いて、受理番号第 34 号から 38 号まで西間木推進委員お願いします。

西間木推進委員 受理番号 34 号と 38 号までについてご説明申し上げます。

4 月 12 日と 15 日に橋本農業委員と現地調査を行いました。

34 号から 38 号までの借受人は同じで法人ですが、新たに農業部門を設けて米を耕作するとのことです。農機具も所有しており農業を営むうえで問題はないと思います。

34 番の貸付人から説明していきます。貸付人は兼業農家でしたが農機具もなくなったことから耕作してくれる人を探していたところに借受人から話があったとのことです。

35 番の貸付人は高齢で 3 年前から耕作しなくなったので、借受人に耕作をお願いしたということです。

36 番の貸付人は、自宅から申請地が離れているので土地の管理が難しく荒らしていたところに、借受人から話があったということです。

37 番の貸付人は、自宅から申請地が離れており管理が難しく、周囲の田んぼも荒れていたこともあって耕作を放棄していたところに、借受人から話があったということです。

38 番の貸付人は、稲作を行っていた申請地に地下水が出なくなったため耕作を放棄していたところに、借受人から話があったということです。

以上のことから許可上特に問題はないと思われます。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

矢部推進委員 賃借料として 1 反部あたり米 30 kg となっているが、きちんと耕作面積に応じた kg で払っているのか。

事務局（有我係長） 賃借料については、お互いで決めているのでそこまでは把握しておりません。

(質疑等無し)

議長 長 それではお諮りいたします。

議案第 18 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」
異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 長 異議なしと認め、議案第 18 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適
否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

次に、議案第 19 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定につ
いて」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 有我係長 説明

議長 長 続いて、調査委員の説明を求めます。受理番号第 3 号を宗像推進委員お願いし
ます。

宗像推進委員 受理番号第 3 号について説明申し上げます。

4 月 11 日に五輪農業委員、関口農業委員と現地調査を行いました。

譲渡人は申請地では 30 年前から耕作を行っておらず、今後もその予定が
ないことから譲受人に太陽光発電設備の敷地として譲り渡すということです。

転用にあたっては、周辺の農地所有者から同意を得ており、除草剤も使用
しないということなので、付近の農地への影響もなく許可上特に問題はない
と思われます。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 長 続いて、受理番号第 4 号を海野推進委員お願いします。

海野推進委員 受理番号第 4 号について説明申し上げます。

4 月 13 日に塩田農業委員と現地調査を行いました。

申請地に住宅を建てるということで、周辺の農地への影響もなく許可上特
に問題はないと思われます。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします
ます。

議長 長 続いて、受理番号第 5 号を藤田推進委員お願いします。

藤田推進委員 受理番号第 5 号について説明申し上げます。

借受人は祖母である貸付人が所有する申請地を 30 年間借りて住宅を建て
るということで、周辺の農地への影響もなく許可上特に問題はないと思われ
ます。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 長 只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑等なし)

議長 それではお諮りいたします。

議案第 19 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」
異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 19 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適
否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

次に、報告事項に入ります。

報告第 7 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理
について 3 件です。

報告第 8 号 農地改良行為工事のための届出書の受理について 2 件です。

報告第 9 号 農地法施行規則第 29 条第 1 号の規定による実施届出書の受
理について 1 件です。

報告第 10 号 令和 6 年度農業委員会共通経費収支報告について 1 件です。

議長 以上で、本日の提出案件の審議はすべて終了いたしました。

その他、皆さんから何かございませんか。

小枝推進委員 5 条の許可で 50 年間の使用貸借とあるが、それ以降はどうなるのか。

事務局（有我係長） 契約期間の更新については両方で決めるものと考えられますが、所有
者が亡くなっている場合は相続人との契約になります。

渡邊推進委員 報告第 8 号で盛り土用の土の搬出元が県外となっているが問題はないのか。

事務局（有我係長） その点については届出者に確認しており、届出者が盛り土用の土をイ
ンターネットで探し県外の業者に頼んだとのこと。なお、事務局
で現地確認も行っており特に問題がないことを確認しております。

事務局（吉田係長） 須賀川市農地情報提供制度の運用について説明した。

議長 他になければ、これにて令和 7 年第 4 回須賀川市農業委員会総会を閉会といた
します。慎重審議、お疲れ様でした。